

にしのみやeスクールネット管理要綱

西宮市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「学校園」という。）における教育活動、学習活動、校務等を支援するために設置するネットワークインフラ及び各種システムや情報機器を総称する『にしのみやeスクールネット（以下「ネットワーク」という。）』の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意義は、別表1に定める。

(管理責任者)

第3条 ネットワークに関する管理責任者を、別表2に定める。

(利用目的等)

第4条 ネットワークは、次の各号に掲げる目的又は用途に限り利用することができる。

- (1) ネットワークを利用して、教育、学習、校務等に関する情報を検索、収集、加工、登録する場合
- (2) インターネットを利用して、教育、学習、校務等に関する情報を検索、収集する場合
- (3) 教育、学習等の教材として活用するための情報を収集、加工する場合
- (4) 教育活動、学習活動等の内容や成果をホームページに掲載、発信する場合
- (5) 電子メールを利用して、教育、学習、校務等に関する情報交換、又は連絡を行う場合
- (6) その他、西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当であると認める場合

(法令の遵守)

第5条 ネットワークの利用に当たっては、日本国憲法及び、次に掲げる法令、その他関係法規を遵守するものとする。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）・同施行規則（昭和62年西宮市規則第11号）
- (4) 西宮市個人情報保護条例（平成15年西宮市条例第24号）・同施行規則（平成15年西宮市規則第92号）

(利用対象者)

第6条 ネットワークを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、学校園の教職員、園児、児童及び生徒とする。ただし、園児、児童又は生徒がネットワークを利用しようとする時は、あらかじめ学校園の教職員の許可を得なければならない。

(教育C I O)

第7条 ネットワークの総合的な管理及び運用を行うために、教育C I O (Chief Information Officer) を置く。

2 教育C I Oは西宮市C I Oが兼ねる。

(教育C I Oの職務)

第8条 教育C I Oは、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 学校情報化推進組織の設置・運営、教職員の配置・育成に関する事。
- (2) 授業におけるI C T活用の促進、情報教育の充実に関する事。
- (3) 校務におけるI C T活用の促進に関する事。
- (4) ネットワークの整備充実に関する事。
- (5) ネットワークの管理及び運用に係る指導並びに管理上及び運用上の支障に係る処理に関する事。
- (6) ネットワークの利用の開始、取消及び停止に関する事。
- (7) ネットワークの利用に係る利用者識別符号(以下「I D」という。)及び利用者暗証符号(以下「パスワード」という。)の交付並びにコンピュータ識別符号(以下「I Pアドレス」という。)の管理及び当該のコンピュータ識別子(以下「ドメイン」という。)に基づく学校園ごとのドメイン交付に関する事。
- (8) ネットワーク上の情報の検査に関する事。
- (9) 有害情報を除去するためのフィルタリング(ブラックリスト方式)設定に関する事。
また、フィルタリング解除の申し出があった場合の、フィルタリング解除に関する事。
- (10) ネットワークにおけるデータ及び個人情報の保護に関する事。
- (11) ネットワークの不正使用の防止に関する事。
- (12) 外部からの不正アクセス防止に関する事。
- (13) ネットワークの利用状況の把握に関する事。
- (14) その他ネットワークの管理及び運用に係る総括に関する事。

(教育C I O補佐)

第9条 教育C I Oの職務を補佐するために、教育C I O補佐を置くことができる。

2 教育C I O補佐は教育長をもって充てる。

3 教育C I O補佐は教育C I Oの職務を補佐し、ネットワークの円滑な運用を図る。

(学校C I O)

第10条 学校園のネットワークの管理及び運用を行うため、各学校園に学校C I Oを置く。

2 学校C I Oは、校長(幼稚園にあつては園長)をもって充てる。

(学校C I Oの職務)

第11条 学校C I Oは、所属する学校園において、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 授業におけるI C T活用の促進、情報教育の充実に関する事。
- (2) 校務におけるI C T活用の促進に関する事。
- (3) 校内における情報セキュリティ確保の体制整備・運用に関する事。
- (4) 各学校園のホームページの更新に関する事。
- (5) 情報化に関する校内研修の実施に関する事。
- (6) I D及びパスワード管理に関する事。

- (7) ネットワークの利用状況の把握に関する事。
- (8) ネットワークの不正使用の防止に関する事。
- (9) データ及び個人情報の管理に関する事。
- (10) その他ネットワークの管理に関する事。

(学校C I O補佐)

第12条 学校C I Oの職務を補佐するために、学校C I O補佐を置くことができる。

- 2 学校C I O補佐は、校長(幼稚園にあっては園長)が、教員及び県費事務職員(高等学校にあっては市費事務職員)のうちから選任する。
- 3 学校C I O補佐は学校C I Oの職務を補佐し、ネットワークの円滑な運用を図る。

(ネットワークの利用)

第13条 ネットワークを利用することができる学校園は、教育C I Oがあらかじめ指定するものとする。

- 2 ネットワークに接続されるコンピュータは、第2条に定めるもののみとする。

(個人情報の保護)

第14条 利用者は、個人情報を取り扱うとき、次の各号に定めるところにより、その保護に努めなければならない。

- (1) 個人情報は、教育活動、学習活動等のために学校C I Oが必要と認める場合に限り、記録することができる。
- (2) 個人情報を扱うコンピュータは、職員用ノートパソコンの個人情報系のみとする。
- (3) 個人情報は、コンピュータのHDDや外部記憶媒体(教育C I Oが指定したセキュリティ機能付USBメモリ等は除く)等に一切保存しない。
- (4) ホームページに、次の各号に定める個人情報は掲載しない。ただし、教育C I Oが特別な理由があると認めるときは、この限りではない
 - ア. 氏名、写真については、個人が特定できるものは掲載しない。
 - イ. 住所、電話番号及び生年月日については、掲載しない。
 - ウ. 趣味、特技、意見等については、教育上の効果を斟酌し、必要に応じて掲載する。

(データの保護)

第15条 学校C I Oは、次の各号に定めるところにより、データの保護に努めなければならない。

- (1) データは、定期的にバックアップし、外部記憶媒体に保存しておくこと。
- (2) 業務等に不必要なソフトウェアを教育用コンピュータにインストールしたり、出所不明の外部記憶媒体等を使用したりしないこと。
- (3) 常にコンピュータウイルス(コンピュータシステムの動作を妨害する目的で作成されたプログラムをいう。以下同じ)の発見、駆除及び予防に努めること。
- (4) 学校C I Oは、コンピュータウイルス等によるネットワークの異常が認められたときは、直ちにネットワークの利用を中止するとともに、教育C I Oに報告しなければならない

(ネットワークの管理)

第16条 ネットワークの設定は、教育C I Oが必要と認めた場合のみ変更することができる。

2 学校園による、校内L A Nの新規拡張や変更等は認めない。ただし、校内L A Nの新規拡張や変更等の必要が生じたときは、校内L A N（ネットワーク）管理責任者と協議し決定する。

3 学校園による、新規のコンピュータ購入は認めない。ただし、やむを得ない事情があるときは、パソコン配備責任者と協議し決定する。

(利用状況の報告)

第17条 教育C I Oは、必要に応じ、ネットワークの利用状況について学校C I Oに報告を求めることができる。

(利用の停止等)

第18条 教育C I Oは、ネットワークの整備、点検等を行うとき、又はこの要綱に違反していると認められるときは、ネットワークの一部又は全部の使用を停止し、又は中止させることができる。

(トラブル時の対応)

第19条 学校園において、ネットワークにトラブルが発生した場合、学校C I Oは、次の各号に定めるところにより対応する。

(1) ネットワークのトラブルについては、サポートデスクに連絡し、指示を受ける。

(2) 別途定める保守の対象にある情報機器については、サポートデスクに連絡し指示を受ける。

(3) 保守の対象外の情報機器については、学校園配分予算にて修理を行う。

(委 任)

第20条 この要綱に定めるものの他、ネットワークの管理及び運用に関し必要な事項は、教育C I Oが別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

2 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

3 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

4 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

5 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

6 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

7 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

8 西宮市教育情報ネットワーク管理要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）は、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(別表 1)

校内LAN	校内に設置された地域イントラネットスイッチ配下の物理ネットワークと園内に設置された物理ネットワーク。
教育系ネットワーク	メール及びインターネット閲覧を許可した授業で使用するための論理ネットワークセグメント。
職員用ノートパソコン	教育委員会が配備した校務に利用するノートパソコン。個人情報系とインターネット系に使い分けて利用する。
教育用パソコン	教育系ネットワークに接続された教育委員会が配備したパソコン。(授業用、図書管理システム用、調べ学習用パソコン等)

(別表 2)

基幹ネットワーク管理者	情報システム担当課長
校内LAN (ネットワーク) 管理責任者	教育研修課担当課長
サーバ管理者	教育研修課担当課長
システム管理者	教育研修課担当課長
パソコン配備責任者	教育研修課担当課長
パソコン管理責任者	学校園長